

クルアーンの内容 (1) : 警告的啓示と指導的啓示

1, 警告的啓示

- ・内容：多神信仰・偶像崇拜の罪を警告し、唯一神へのイスラーム（帰依）を説く

多神信仰（シルク shirk شِرْك）・多神信仰者（ムシュリク mushrik مشرك）

=唯一神以外に同格の神々を作り出して信仰する → 唯一神に対する最大の罪・冒瀆

偶像（ティムサール timthāl تمثال、ワサン wathan وثن）

=人（被造物）が唯一神（創造主）を差し置いて作った神々の像・神体

→ 人（被造物）が作った無意味な木偶

人を虐げる「暴君」（ターギヤ tāghiya طاغية、ターグート tāghūt طاغوت）

多神信仰・偶像崇拜=唯一神（創造主）に対する無知・罪

→ 終末（「復活の日」「審判の日」）で唯一神に裁かれ、地獄に落とされる

終末と地獄のイメージ=警告的啓示の主要な内容の一つ

イスラーム≡タウヒード（tawhīd توحيد）=「一つにすること」

神が唯一であることを認めること

唯一神への帰依（イスラーム）の核心

多神信仰の対極

→ 終末において神に認められ、楽園に迎えられる

悔悛とイスラームの呼びかけと楽園のイメージ=警告的啓示の主要な内容の一つ

- ・形式：韻律散文（サジュウ saj' سجع）

韻文（定型詩）ではないが、詩のような律（リズム）と押韻を意識した文章

耳に心地よく響き、記憶しやすい文章

cf. ジャーヒリーヤ詩文、古典アラブ詩

詩人は様々な律で韻を踏みつつ、様々な事柄を詩に詠む

律=短音（子音+短母音）と長音（子音+長母音／二重母音、または子音+短・長母音+子音）の組み合わせ

→ 例) アアシャー（629年没）「フライラに別れを告げろ」

クルアーンのサジュウの一例：第101章「重い一撃／戸を叩く音」

2, 指導的啓示

・概要

ムハンマドがマディーナにウンマ（共同体）を確立して以降に啓示されたものが多い
→ ウスマーン版『クルアーン』の前半部にある長い章を主に構成
現世における具体的な問題に関する神の判断・指導
+ 唯一神への絶対的帰依の呼びかけ、「最後の審判」への警告、

・内容

(1) 宗教的義務・儀礼に関する指導：礼拝、断食、巡礼など

【2(牝牛章)：129(135)–130(136), 153(158), 179(183), 183(187), 191(195)–199(203),
239(238)–240(239); 4(女章): 103(102), など】

(2) 財産の使い方に関する指導

神と預言者、貧者、ウンマ全体の利益のために財産の一部を差し出すこと = 喜捨 = 税

【2: 172(177), 191(195), 255(254), 263(261)–269(267); 4: 79(77), 97(95), 160(162), など】

(3) 商取引に関する指導

公正さの重視、契約文書作成の重要性、契約履行の重視、利子の禁止

【2: 276(275)–283; 4: 159(161), など】

→ 神に帰依すること（イスラーム）自体も神との契約と捉えられる

【2: 276(275)–283; 4: 159(161), など】

(4) 性関係、家族関係、相続に関する指導

性的タブー = 性関係を結ぶことが許された範囲 【2: 220(221); 4: 26(22)–28(24), など】

神の指導に則った性・男女関係の構築 = 家族の形成と子孫を残すことは推奨される

管理されない性行為はウンマの秩序を乱すものとして忌避される

姦淫の罪を犯した女性に対する罰則 【4: 19(15)】 = 監禁

→ この啓示の破棄と強化 【24(光) : 2】

結婚 = 契約

女性の男性に対する奉仕・服従 ⇔ 男性の女性に対する保護・扶養

夫の妻に対する指導の義務と虐待の禁止、兄弟の妻の「相続」の禁止

【2: 241(240); 4: 3–(4), 23(19), 29(25)–30, 38(34)】

相続規定 【2: 176(180)–178(182); 4: 8(7)–16, 175(176)】

(5) ジハード（聖戦）への参加の指導【2: 186(190)–190(194), 212(216); 4: 73(71)–97(95)】

殉教の報酬としての楽園と「似非信徒（偽善者）」に対する非難

(6) 様々な「道徳的」指導

例) 争い、傷害、故殺の禁止

過失傷害・致死に対する賠償の指導、故殺に対する同害報復の指導

【2: 173(178)–175(179); 4: 33(39), 94(92)–96(94), など】

孝行、弱者・旅人などに対する親切の指導【4: 40(36), など】

(7) その他

食物禁忌【2: 168(173)】、女性の「覆い（ヒジャーブ）」【24: 31; 33（部族同盟）: 59】

飲酒・賭博の禁止【2: 216(219); 4: 46(43), 5: 92(90)】

改宗の強制の禁止【2: 257(256)】 挨拶の作法【4: 88(86)】、等々

・意味と機能

意味：神が示した善悪の判断基準（フルカーン）

機能：法の源泉

フルカーンを基に補足・解釈・類推・議論・合意などを通して運用される規範

＝シャリーア（法）

絶対善の超絶的立法者としての神 → 神による立法権の独占 → 完全な真理の法

人間の責任＝神の定めた法を適切に運用し、それに従って現世を生きたか

最後の審判における神による契約の精算

神と人の隔絶 → 神の指導を適切に理解し従ったかは最終的には神のみが判定

神の慈悲への期待と祈り【2: 286–287(286)】